別表（第２条関係）

整備項目適用基準表

適用施設＼整備項目	①移動円滑化経路等	②出入口	③廊下等	授乳場所等	④階段	⑤傾斜路	⑥エレベーター及びその乗車ロビー	⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑧便所	ベビーチェア	ベビーベット	⑨浴室又はシャワー室	⑩宿泊施設の客室	⑪観覧席・客室	⑫敷地内の通路	⑬駐車場	⑭標識	⑮案内設備	⑯案内設備までの経路	⑰公共的通路
興行施設（演劇、観覧場、映画館、演芸場など 1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○
集会施設（冠婚葬祭施設を含む。1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
集会施設（公民館など 200 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○
展示施設等（展示場、自動車展示場など 1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
物販販売業を営む店舗等（卸売市場 2,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
宿泊施設（ホテル、旅館など 1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所（他の施設に附属するものを除く。2,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
共同住宅（共同住宅、寄宿舎、下宿など 2,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
運動施設又は遊技場等（体育館、水泳場、ボウリング場、遊技場など 1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
公衆浴場（公衆浴場、クアハウスなど 1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○
飲食店（キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど 1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
工業施設（工場など 2,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
自動車関連施設（自動車車庫 500 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
自動車関連施設（自動車修理工場、自動車洗車場 200 ㎡未満のもの）	○	○							○			○			○	○	○	○	○	○
自動車関連施設（自動車教習場 1,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
公共用歩廊（2,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
地下街（地下街など 2,000 ㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
複合施設（都市施設の複合建築物 2,000 ㎡未満のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○